

参考文献

- 飛奈裕美 2008 刊行予定(印刷中). 「エルサレム旧市街のパレスチナ社会における占領下の諸問題と抵抗—商店街の事例から」『アジア・アフリカ地域研究』7-2.
- Abu El-Haj, N. 2001. *Facts on the Ground: Archaeological Practice and Territorial Self-Fashioning in Israeli Society*. Chicago, London: The University of Chicago Press.
- Armstrong, K. 1996. *Jerusalem: One City, Three Faiths*. New York: Alfred A. Knopf.
- Dumper, M. 1997. *The Politics of Jerusalem Since 1967*. New York: Columbia University Press.
- . 2002. *The Politics of Sacred Space: The Old City of Jerusalem in the Middle East Conflict*. Boulder, London: Lynne Rienner Publishers.
- Hodgkins, A.B. 1996. *The Judaization of Jerusalem: Israeli Policies Since 1967*. Jerusalem: Palestinian Academic Society for the Study of International Affairs (PASSIA).
- . 1998. *Israeli Settlement Policy in Jerusalem: Facts on the Ground*. Jerusalem: PASSIA.
- Palestinian Academic Society for the Study of International Affairs (PASSIA). 2002. *The Palestine Question in Maps 1878-2002*. Jerusalem: PASSIA.
- (飛奈 裕美 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、日本学術振興会特別研究員)

Abdulkader Thomas ed. 2006. *Interest in Islamic Economics: Understanding 'riba'*. Abingdon: Routledge. vi+146pp.

イスラーム経済の特徴を考えたときに、真っ先に挙げられるのがリバーの禁止である。リバーの禁止については、「アッラーは、商売を許し、リバーを禁じておられる」(雌牛章第 275 節)という章句に代表されるように、クルアーンにおいても多く言及されている。しかし、クルアーンでは人々のどのような経済活動がリバー概念に抵触し禁じられるのかについて具体的に明示されなかったため、後世のイスラーム法学ではリバー概念の定義や具体的規定をめぐる活発な議論が行われた。そして、近代以降には、イスラーム世界にもたらされた資本主義的な金融システムにおける利子との関係性の文脈において、「利子＝リバー」と言えるのかという問題を含めて、再度活発な議論がなされるようになった。そして、1970 年代以降の現代イスラーム金融の実践、特にいわゆるイスラーム銀行の勃興によって、リバー概念はその経済的含意をめぐる世界的にも注目を集めるようになった。このようにリバー概念については、概念の定義、社会経済的含意、あるいはイスラームの教義における位置づけなどをめぐって長い間にわたって多様な議論が行われてきた。ラウトリッジ・イスラーム研究シリーズの 1 冊として刊行された本書では、そのような豊穡な議論を背景に、複数の専門家による論文を通して、言語学、思想、法学、経済学など様々な学問的立場から総合的な考察が加えられている。

内容の紹介に入る前に、本書のタイトルについて少々注釈を加えておきたい。本書のタイトルに含まれる *Islamic Economics* には大きく 2 つの意味がある。1 つは、20 世紀半ばから台頭してきたイスラーム的に望ましい経済システム、特にその実践形である現代イスラーム金融システムを現代

世界に再構築するための理論的探究を行う研究ディシプリンを指す場合で、これは日本語では「イスラーム経済学」と訳すことができよう。例えば、ムハンマド・アブドゥル・マンナーンによる *Islamic Economics: Theory and Practice* [Mannan 1970] は、この潮流を代表する教科書の著作である。もう 1 つは、より広い意味でこの語を用いている場合で、イスラームにおける経済思想や経済システム論について考察する研究潮流を指し、前者のイスラーム経済学もこの中に含むことができる。この潮流を指す場合は、日本語では「イスラーム経済論」と訳するのが適当であると思われる。例えば、アフマド・エル＝アシュケルとロドニー・ウィルソンによる *Islamic Economics: A Short History* [El-Ashker and Wilson 2007] は、ムハンマド時代から現代に至るまでのイスラームにおける経済思想の歴史をまとめた著作である。本書のタイトルで用いられている *Islamic Economics* は、イスラーム経済学の範疇に収めることのできない著者も多く含まれており、また、序文において編者のアブドゥルカーディル・トーマスが、現代イスラーム金融の文脈以外の様々な観点からのリバー概念に対する問いを発していることから、後者の意味（イスラーム経済論）と解するのが適当であろう。

＊

本書は、新たに書き下ろされた序章と既出論文・発表をもとにした 8 本の論文（第 7 章のみ初出の表記がないが、2001 年 5 月に公表した論文がもとになっている）、そして同じく既出論文にもとづく補章で構成されている。なお、第 1 章と第 3 章はアラビア語からの翻訳である。はじめに各章の標題と執筆者、および本書中のプロフィールから判断できる執筆者のディシプリンを掲げる。

- 序章「はじめに一リバー論への招待」ユースフ・タラール・ドロレンツォ（イスラーム法学）
第 1 章「アラビア語におけるリバー」イブン・マンズール（『リサーン・アル＝アラブ』より）（アラビア語学）
第 2 章「申命記の影のなかに一ユダヤ教とキリスト教における利子」ヴィンセント・コーネル（イスラーム思想）
第 3 章「リバーの法学上の意味」ワフバ・アッ＝ズハイリー（イスラーム法学）
第 4 章「シャリーアにおけるリバーの禁止」エマード・ハリール（法律家）
第 5 章「現代エジプトにおけるリバー論争」エマード・ハリール、アブドゥルカーデル・トーマス（金融実務家）
第 6 章「なぜイスラームは利子を禁ずるのか？」ムハンマド・ウマル・チャブラ（イスラーム法学・イスラーム経済学）
第 7 章「リバーの禁止の経済原理」マフムード・エル＝ガマル（経済学・イスラーム経済論）
第 8 章「リバーとは何か」アブドゥルカーデル・トーマス
補章「パキスタンの挑戦」ムハンマド・アクラーム・ハーン（イスラーム経済学）、アブドゥルカーデル・トーマス

次に、各章の内容を簡単に紹介する。

序章では、近代以降の資本主義的な金融システムのイスラーム世界への浸透によって実践上の意義を失ったリバーの禁止が、20 世紀半ば以降になぜ再び注目されるようになったのかについて、現代イスラーム金融の勃興と発展の背景から明らかにし、本書によってリバー概念についての包括的な検討を今日おこなう意義を論じている。そこでは、現代イスラーム金融の実践で用いられる金融商品を開発する過程において、イスラーム法学者や経済学者たちが単に近代以前にあったイス

ラーム的な取引手法を移植するのではなく、現代イスラーム金融に対する現代経済からの要請を十分に理解し、それに応じた実行可能な金融商品としてそれらの取引手法を再構築していき、それによって現代イスラーム金融が大きく躍進したことが明らかにされている。そのような実行可能なシステムとしての現代イスラーム金融の登場が、リバーの禁止の意味を現代世界において改めて問う素地を提供するようになったのである。

第1章では、「増加する、成長する」というリバーのアラビア語における原義から、本書が対象としている禁じられたものであるリバー以外にも、同じ語根から多様な語義が展開されていることが紹介されている。アラビア語の語彙が重層的な多義性を持っており、専門用語の用法については常にそのことを考慮しなければならないという点からも非常に興味深い。

第2章では、聖書に由来するユダヤ教とキリスト教における利子の禁止が、時代とともにその適用対象を幾度となく変容させながら、16世紀の宗教改革によって一定限度の利子の取得が容認されるまでの過程が描かれている。筆者のコーネルによれば、このような利子容認の一連の歴史的過程は、従来言われてきたような宗教に対する道德心の弱まりや知的欺瞞に由来するのではなく、むしろ、利子の扱いをめぐる議論の中に見られた宗教的理念と現実、信仰と世俗の問題、社会的公正と公共的有用性、前近代経済システムと近代経済システムといった様々な対立が色濃く反映されているのであり、コーネルはそれらの点を吟味することが現代世界においてイスラームにおけるリバーの問題を考える際にきわめて有益だと述べている。

第3章では、主に近代以前のイスラーム法学において議論されてきたリバー概念の実際の取引への適用のされ方が取り上げられている。そこでは、リバーの種類を等量交換の原則に反するリバー(剰余のリバー)と同時交換の原則に反するリバー(信用のリバー)の2つに分けた上で、5つの法学派(ハナフィー学派・マリーク学派・シャーフイー学派・ハンバル学派・ザーヒル学派)におけるリバーの適用例を概観し、それをもとに法学派の間でのリバー解釈の違いがハナフィー学派とシャーフイー学派を中心に比較されている。著者のズハイリーのまとめによると、そのような解釈の違いは、取引される財の分類の基準の違いに起因しており、例えば、ハナフィー学派では、重量や体積で計量できる財であるかどうかでリバーの適用が大きく異なってくるのに対し、シャーフイー学派では、食糧や貨幣に相当する財であるのか否かがより重要な基準になっているのだという。

第4章では、現代の金融取引に対するリバー概念の適用のあり方について、経済的社会的必要性から一定の利子を容認する立場からの法学的な議論が3つの観点から取り上げられている。それは、第1には、金融貸借における利子部分をカルド(*qard*、無利子貸借)において認められている借り手からの自発的供与として捉える議論、第2には、ヒヤル(*hiyal*、法的潜脱手段)と呼ばれる複数の合法的行為を組み合わせる手法によって結果的に利子の取得を実現させようとする議論であり、第3には、より直接的に14世紀のハンバル学派法学者であるイブン・カイイムから利子を正当化する根拠を導き出そうとする議論である。

第5章では、現代エジプトの法制度・経済制度におけるリバー概念の取り扱いの歴史的変遷が、いくつかの画期となった出来事(20世紀初頭の郵便貯金制度の導入、1948年の民法典制定、1971年憲法制定から1980年の憲法改正に至る一連の過程、1988年の当時のエジプト・ムフティー、タンターウィーによる利子容認ファトワー)とそれに参画した人々によってなされた議論を通して描かれている。そこでは、1970年代からのイスラーム復興運動の勃興を背景とした法制度におけるイスラーム法の強化を求める流れの中で、憲法にもイスラーム法条項が導入され、それに伴ってリバーの適用範囲を利子全体に拡大しようとする動きも見られたが、結果的には、経済的

社会的必要性がある限りにおいて利子の存在はイスラーム的に容認しうるのだという、1948 年民法典の起草者でもあるサンフーリーに代表されるロジックが現代エジプトの法制度には通底していることが明らかにされている。

第 6 章では、あらゆる利子がリバーに相当するという前提に立って、利子を禁ずること、あるいは利子に依拠しない経済システムの経済的意味をマクロの視点から考察している。筆者のチャプラによれば、イスラームにおける利子の禁止は、単にそれのみで存立しているのではなく、イスラーム的な正義の実現という大きな目的に至る戦略の 1 つに位置づけられているのだという。そして、経済的次元における正義の実現とは、公正な資源配分を実現することであり、具体的には利子に依拠しない利益分配方式の金融手法にもとづく経済活動を通して達成される。特に金融の重要性が高まっている現代では、利子が存在することによる弊害が大きいため、イスラームが提起する利子の禁止は、経済システムの発展や安定性に対してより積極的な意味を持ちうると主張されている。

第 7 章では、イスラーム法学におけるリバー概念自体の経済学的な含意とそこから導かれる現代の金融システムへの示唆を探究することで、リバーを高利に限定するか利子全般を指すのかに終始しがちな現代におけるリバー論争を越えた現代リバー研究の新たな地平を開拓している。筆者のエル＝ガマルは、マーリク学派法学者であるイブン・ルシュド・ジャッドの見解を参照しながら、次の 2 つをリバーの禁止の経済学的な意味として挙げている。1 つは、取引される財の市場価格へのリンクを促すことで効率的かつ公正な経済厚生が実現されるという点、もう 1 つは、金融取引自体の中に実物財を介在させることで、資金の使途に対する事前のコミットメントを引き出すことを可能にするという点であるとしている。

第 8 章は、本書の総括にあたる章であるが、既出論文の修正稿という性格もあり、残念ながら第 7 章までの議論が十分に総括されているとは言い難く、むしろ、クルアーンやハディースにおけるリバー概念記述の現代的役割についてページが割かれている。最初に、リバーを禁じることが社会経済秩序の変革においてきわめて重要な役割を果たすことになることをクルアーンの啓示が明確に示唆していることを確認したあとで、リバーの具体的適用例が多く散見されるハディースからは、イスラーム的に望ましい経済システムのあり方に関する知見を得ることができるだけでなく、リバーに相当する金融取引に溢れている現代経済システムの中でいかにリバーに抵触しない経済活動を模索していくかについての多くの視座を得ることができると論じている。

補章では、パキスタンにおいて建国当初から見られたイスラーム経済システムの導入をめざす一連の動きがまとめられている。パキスタンでは、1985 年の無利子金融制度の導入を宣言した政令や 1999 年のシャリーア法廷で出されたすべての利子がリバーに相当するという判断など、経済のイスラーム化を推進する画期がいくつかあったものの、結果的に政府の強力なイニシアティブの欠如によってイスラーム経済システムの導入は実現しなかったことが述べられている。そして、イスラーム経済システムの実現のためには、ドラスティックな法的措置に頼るのではなく、利子に依存しない経済システムへの転換を促すような漸次的な経済政策をとることが必要であると論じられている。

＊

以上で見てきた本書の内容を踏まえて、本書の研究史上の位置づけと本書から得られる今後の課題をいくつか述べることにする。まず、何よりも先に述べるべきことは、本書はリバー概念に関する多様な議論を一望することを可能にした研究史上初の書物であるという点である。確かに、従来からもリバー概念に関する多くの研究が出されてきたが、それらの研究および研究をめぐる環境は、

研究成果を産出する側もそれを受容する側もイスラーム法学やイスラーム経済学といった特定の学問分野の内部で自己完結してしまうのが一般的であり、敢えて他分野のリバー概念に関する議論に踏み込もうとするインセンティブが働かないような状態であったといえる。例えば、イスラーム経済学においては、リバーとは利子全般を指すものだというコンセンサスが成立しており、そのような等号関係の下で研究が行われている。そのため、第5章で描かれているようなエジプトにおける法制度をめぐるリバー概念に関する議論は埒外とされてきた。したがって、本書のような学問分野を横断する形で編まれた書物の登場は、単に各分野におけるリバー研究の要諦を手っ取り早く概観することを可能にただけでなく、そのような学問分野の殻にこもった状態を揺さぶるような1つの画期を提供したと言っても過言ではない。惜しむらくは、序章を除いた各章の論考はいずれも既出論文・発表にもとづくものであり、分野の異なる各章の執筆者どうしの議論の成果がそれぞれの論考に反映されていないことである。また、本書全体の総括の章として位置づけられている第8章に関しても、すでに指摘したように、十分に本書全体の議論を捉え切れているとはいえないため、今後、本書を土台にした異分野間での議論、および他分野での議論を踏まえた自らの分野における議論の捉え直しを行った「第弐之書」の登場が待たれるところであろう。

ただ、そのような中で、第7章のエル=ガマルによる論考は、近代以前のイスラーム法学における議論と、近代以降のリバーをめぐる2つの立場（リバーを高利に限定するか利子全般に適用するか）における議論という従来、学問的交流の希薄だった3つの立場を経済学のツールを用いてそれらに通底するリバーの禁止の含意を引き出すことを試みたという点で特筆に値するといえよう。エル=ガマルの指摘には、評者が現代イスラーム金融で用いられているムラーバハ契約に対して同様のアプローチから行った分析から得られた経済学的な含意（〔長岡 2006〕）とオーバーラップする部分が見られることから、エル=ガマルの結論は、リバーの禁止の経済学的含意にとどまらずイスラーム経済全体に通底する経済学的な特徴に拡張しうる射程を含んでいるように思える。もっとも、議論をマクロ経済のレベルに持って行った場合や、古典的な価格理論の仮定をはずした場合に、エル=ガマルの示したリバーの禁止の経済学的な含意が果たして妥当するかどうかについては詳細な検討を要すると思われるが、少なくとも今後の領域横断的なリバー研究における1つのベンチマーク的な方法論を提示した点はきわめて大きく評価できるのではないか。

本書を踏まえた今後の課題をもう1点だけ挙げて本稿を閉じることにはしたい。本書の各章のもとになった論文等が発表された時期は、1980年代から2002年までであるが、リバー概念を取り巻く環境は、その後、数年で大きく変容したといえる。それは、現代イスラーム金融の実践の急速な拡大と関係している。すなわち、1990年代までの現代イスラーム金融の実践は、銀行中心型であり、リバー概念との関わりでいえば、銀行の利子をどう捉えるかという点が主要な課題であった。しかし、2000年代に入り、現代イスラーム金融の実践の中心は、銀行から証券へと移り始めている。代表的なのが、スクーク（*sukūk*）といわれるイスラーム証券と、イスラーム型デリバティブ（金融派生商品）の登場である。それらの登場によって、現代イスラーム金融は資本主義的な金融にきわめて近接したと言われているが、このような捉え方がなされる背景には、スクークやイスラーム型デリバティブを通じて得られた利得がイスラーム的に十分に正当化できるのかという根本的な問いがあるといえよう。そして、このことは、これらの新たな金融手法を含めた現代イスラーム金融における利得とリバー概念との関係性について、イスラーム経済学が問題としてきたような銀行の利子だけでなく、本書が提示したより多様な観点から新たに捉え直す必要性を提起しているように思えてならない。評者も含めて今後、リバー概念の領域横断的な研究を志す者は、本書を片手にそ

のような実践の最前線からの問いかけに対しても応答していく義務があるように思われる。

引用文献

長岡慎介 2006 「金融機関の実践から見た現代イスラーム金融の理論—ムラーバハ契約の分析から考える」『日本中東学会年報』22(2), pp. 1-27.

El-Ashker, A. and R. Wilson. 2006. *Islamic Economics: A Short History*. Leiden; Boston: Brill.

Mannan, M. A. 1970. *Islamic Economics: Theory and Practice*. Lahore: Muhammad Ashraf.

(長岡 慎介 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、日本学術振興会特別研究員)

Paul Dresch and James Piscatori eds. 2005. *Monarchies and Nations: Globalisation and Identity in the Arab States of the Gulf*. London and New York: I.B. Tauris. vii+311pp.

21 世紀に入り、原油価格の高騰の恩恵を受ける湾岸アラブ諸国（クウェート・サウディアラビア・バハレーン・カタール・アラブ首長国連邦 [UAE]・オマーン）は、経済・投資・開発などの分野から大きな注目を浴びている。それは、ちょうど 1973 年の石油ショック（産油国から見れば「石油ブーム」）の経験とも重なる。英国から独立して日の浅い湾岸アラブ諸国は、埋蔵する石油資源の経済的・戦略的重要性から、一躍先進諸国の関心の的となった。

中東・湾岸研究においても、1970～80 年代には石油をめぐる安全保障や国際関係、経済、各国情勢に関する研究の蓄積がなされ、それらを経て今日の関心の高まりへとつながっている。グローバル化時代における湾岸アラブ諸国の変動といった巨視的な研究 [Al-Rasheed ed. 2005; Fox et al. eds. 2006] や、英国との歴史的なつながりを再考する研究 [Joyce 2003; Smith 2004] など注目すべき研究もうまれており、近刊の予定も示されている。

本書は、湾岸アラブ社会に焦点を当て、グローバル化が当該社会にもたらすミクロな影響と変容のダイナミズムを明らかにするものである。本書は、2001 年 9 月にオックスフォード大学セントジョンズ校で開催されたワークショップにおける報告に基づいている。同校の Paul Dresch（イエメン研究・人類学）とオックスフォード大学イスラーム研究センターの James Piscatori（イスラーム研究・政治学）を編者とし、執筆陣には湾岸アラブ諸国を主要な研究対象とする、人類学からメディア研究まで多岐にわたるディシプリンの代表的研究者および中堅研究者が集まっている。

湾岸アラブ諸国は、王族や首長が政治的権力をもつ君主制の下、国民とそれを支える多くの外国人労働者によって成り立っている。これまで「レンティア国家」、すなわち石油経済に立脚した国として固定的に描かれてきた。しかし、編者の Dresch が引用するように、「湾岸は石油だけではない」（3 頁）。一見、石油の分配により安定的な国家運営を行っているようにみられていたが、実は多くの社会問題を内包していた。とりわけ、独立後わずか 30 年弱で進んだ急激な近代化の反動として、国民アイデンティティの揺らぎやその基盤となる国籍規定の問題や文化消失の問題として顕在化している。このような個人や社会の変容は、君主制や国家のあり方にどのように影響するのだろうか。反対に、国家や体制は社会や個人をどのように規定しようとしているのだろうか。現代の湾岸アラブ